

スーダン国水資源分野におけるジェンダー関連情報

1. ジェンダー関連政策・制度

<ジェンダー政策及び制度>

- 2005年に制定された暫定憲法（The Interim National Constitution of the Republic of the Sudan 2005）は、第32条の女性及び子供の権利において、以下のように規定している。
 - 1項：国家は、同一労働同一賃金及び他の便益の権利を含む人権および政治的、社会的、文化的、経済的な権利の享受について男女の平等な権利を保障する
 - 2項：国家は、アファーマティブ・アクション（社会的な弱者に対する改善措置・行動）により女性の権利を推進する
 - 3項：国家は、女性の尊厳や地位を脅かす有害な風習及び慣習に立ち向かう
 - 4項：国家は、母子保健及び妊婦への医療を提供する
 - 5項：国家は、スーダンが批准した国際的及び地域的協定に規定される子供の権利を保護する（出典 1, 2）
- 2007年に「女性のエンパワーメント国家政策（National Policy on Women Empowerment）」が策定され、健康及び環境、教育、経済的エンパワーメント、人権及び法、政治参加及び意思決定、平和及び紛争解決の6分野に焦点を当てている。（出典 1, 3, 4）
- 2009年に「25年国家戦略（2007年～2031年）（Twenty Five Year National Strategy 2007-2031）」が策定された。25年国家戦略は、以下の戦略において女性のエンパワーメント及び女性の権利に触れている。
 - ・ 社会福祉と開発：コミュニティ建設のパートナーとして女性の役割強化、社会的・経済的・政治的な女性のエンパワーメント促進
 - ・ 人口：生産と参加への均等な機会の提供と女性のエネルギーからの解放
 - ・ 労働：農村部における女性の能力強化（出典 5）
- 25年国家戦略を達成するため、2009年に「国家5ヵ年開発戦略計画（2007年～2011年）（National Five-Year Strategic Development Plan 2007-2011）」が策定された。「持続的でバランスの取れた開発」において、「ジェンダーの平等に特に注意を払い、ジェンダーを主流化する方法を探求し、経済社会開発における役割を担うため女性のエンパワーメントを支援する」ことが明記されている。「第2次国家5ヵ年開発戦略計画（2012年～2017年）」は内容がウェブサイトで未公開のため、ジェンダー関連の記載の有無は明らかでない。（出典 6, 7）

出典	<ol style="list-style-type: none"> 1. JICA (2012) “The Republic of Sudan: Country Gender Profile”, http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/a0b426e5087691cf49257afe000cdf45/\$FILE/ATT1ENHK.pdf/%E8%8B%B1%E8%A%9E%E7%89%88%202012.pdf 2. The Republic of Sudan (2005) “The Interim National Constitution of the Republic of Sudan 2005”, http://www.refworld.org/pdfid/4ba749762.pdf 3. The Republic of Sudan (2014) “Beijing+20 National Review”, http://www.uneca.org/pages/beijing20-national-reviews 4. The Republic of Sudan (2007) “National Policy on Women Empowerment”, http://www.evaw-global-database.unwomen.org/en/countries/africa/sudan/2007/national-policy-on-the-empowerment-of-women-2007 5. The National Council for Strategic Planning (2009) “The Twenty-Five-Year National Strategy”, http://mofa.gov.sd/new/en/pdf/27_en.pdf 6. The National Council for Strategic Planning (2009) “The Five-Year Plan”, http://planipolis.iiep.unesco.org/sites/planipolis/files/ressources/sudan_five_year_plan.pdf 7. AfDB, OECD, UNDP, UNECA (2012) “African Economic Outlook 2012: Sudan 2012”, http://www.afdb.org/fileadmin/uploads/afdb/Documents/Publications/Sudan%20Full%20PDF%20Country%20Note.pdf
	作成日： 2016年7月11日

<水資源分野：政策および制度におけるジェンダー主流化の現状>

	<ul style="list-style-type: none"> ● 「25年国家戦略（2007年～2031年）（Twenty Five Year National Strategy 2007-2031）」では、飲料水分野において、汚染されていない水を十分に提供することなどを目標として掲げているが、当該分野にジェンダーに関する記述はない。（出典1） ● 1995年に「水資源法（Water Resource Act）」を制定しているが、条文はWEB上には公開されていない。（出典2） ● 1999年の「国家水政策（National Water Policy）」における「制度、キャパシティ・ビルディング及び技術支援」の項において、「女性の役割とエンパワーメント」が研修の優先分野として記載されている。（出典3）
出典	<ol style="list-style-type: none"> 1. The National Council for Strategic Planning (2009) “The Twenty-Five-Year National Strategy”, http://mofa.gov.sd/new/en/pdf/27_en.pdf 2. FAO website, http://www.fao.org/nr/water/aquastat/countries_regions/Profile_segments/SDN-Inst_fra.stm 3. Ministry of Irrigation and Water Resources (1999) “National Water Policy”, http://www.ircwash.org/resources/sudan-national-water-policy
	作成日： 2016年7月11日

<水資源分野：ジェンダー主流化に係る関係機関>

機関名	備考
福祉・社会保護省女性・家族課題局長（General Directorate for Women and Family Affairs, Ministry of Welfare and Social Security）	女性の進出のための戦略、計画及び政策を立案し、運営を監督する。 女性に関する事業に関心のある政府、国内及び国際 NGO、ステークホルダーの調整のフォーカルポイントとして、1993年に首相法令 No. 203 により設置。
女性の進出に関する国家委員会（National Committee on Advancement of Women）	福祉・社会保健省大臣を筆頭として 45 名の全分野の代表によって構成され、政策及び女性の進出を強化するための立法案の提案を行う。
出典	1. JICA (2012) “The Republic of Sudan: Country Gender Profile”, http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/a0b426e5087691cf49257afe000cdf45/\$FILE/ATT1ENHK.pdf/%E8%8B%B1%E8%A%9E%E7%89%88%202012.pdf 2. The Republic of Sudan (2014) “Beijing+20 National Review”, http://www.uneca.org/pages/beijing20-national-reviews 3. The Republic of Sudan (2007) “National Policy on Women Empowerment”, http://www.evaw-global-database.unwomen.org/en/countries/africa/sudan/2007/national-policy-on-the-empowerment-of-women-2007
作成日： 2016年 6月 3日	

2. 水資源分野：JICA の支援状況

<概要>

<p>スーダンに対する JICA の 3 つの重点分野の一つとして、「基礎生活分野支援」が掲げられており、水・衛生分野への支援を引き続き実施する旨記載されている。（出典 1）水資源分野において、「カッサラ市給水緊急改善計画」及び「カッサラ市給水計画（詳細設計）」がジェンダー活動統合案件として無償資金協力において実施されている。（出典 2）</p>	
出典	1. 外務省(2015) 『国別データブック』、 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000142291.pdf 『国別情報』、 http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/region/africa/sudan/index.html

2. JICA (2009~2013) 『ジェンダー主流化推進年次報告書』、 http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/235082f59d8cf80c4925765700254d48?OpenDocument	作成日： 2016年 6月 7日
---	------------------

< 案件例 >

案件名 (協力年度)	カッサラ市給水設備改善計画 (2010年3月~2011年5月)	
	<p>「カッサラ市給水計画」の詳細設計調査である本案件において、影響評価が行われ、給水設備の改善により女性および子供の毎日の水汲み労働が軽減されることが期待された。また工事作業者の宿舎滞在や女性との接触で、HIV/AIDS や他の感染症発生の可能性が考えられることが指摘されている。(出典1)</p> <p>注：無償資金協力の本体事業(「カッサラ市給水計画」)は、カッサラ市ガシ川東岸(東給水区)の既存水道システムを拡充、改善するために、新規の井戸水源の開発、既存の南部井戸群の改修、導水管の敷設、新規浄水場(ハトゥミア浄水場)の建設、ハトゥミア浄水場から既存配水管網までの南配水管(配水本管)の敷設を行い、増加する人口と水需要による慢性的な水不足の解消に寄与するものである。なお、東給水区の既設浄水場(マハタ浄水場)は施設の老朽化や、パネル材料の劣化による配水池の破裂事故のリスクにより安定的な水供給に支障をきたす恐れも高いため、緊急な対応が必要と判断されたことから、本プロジェクトに先行し、無償「カッサラ市給水緊急改善計画」(2011~2013年)で実施することになった。(出典2)</p>	
出典	<p>1. JICA (2011) 『準備調査報告書 スーダン共和国カッサラ市給水設備改善計画 (表紙~第4章)』、http://libopac.jica.go.jp/images/report/12038097_01.pdf</p> <p>2. JICA (2011) 『準備調査報告書 スーダン共和国カッサラ市給水設備改善計画 (添付資料6 ソフトコンポーネント計画)』、 http://libopac.jica.go.jp/images/report/12038097_05.pdf</p>	
	作成日： 2016年 7月 15日	

< 案件リスト >

No.	協力年度		事業形態	案件名	ジェンダー分類*1	ジェンダー視点
	開始	終了				

1.	2012.10	2014.8	無償	カッサラ給水計画	GI(S)	上記参照	
2.	2011.4	2013.3	無償	カッサラ市給水緊急改善計画	GI(S)	上記参照	
出典	1. JICA (2009~2013) 『ジェンダー主流化推進年次報告書』、 http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/cfe2928f2c56e150492571c7002a982c/235082f59d8cf80c4925765700254d48?OpenDocument 2. JICA (2012) 『事業事前評価表 カッサラ市給水計画』、 http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_1260300_1_s.pdf 3. JICA (2011) 『事業事前評価表 カッサラ市給水緊急改善計画』、 http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php?ankenNo=1061060&schemes=&evalType=&start_from=&start_to=&list=search						
						作成日：	2016年7月11日

*1ジェンダー分類：GI=ジェンダー主流化ニーズ調査・分析案件（Gender Informed）
GI(P)=ジェンダー平等政策・制度支援案件、女性を主な裨益対象とする案件（Gender Informed (Principal)）
GI(S)=ジェンダー活動統合案件（Gender Informed (Significant)）

3. **水資源**分野：他ドナーの支援状況

ドナー（1）	世界銀行（World Bank）
支援概要	世界銀行は、(i) 経済移行の管理、(ii) 紛争の社会経済的要因への取組みにおいて、分野横断的にガバナンス及びジェンダーに焦点を当て、スーダンの極度の貧困を減らし、繁栄を共有することを強化していくことを Interim Strategy Note (FY2014-2015) に明記している。（出典1）
案件例	<i>Sustainable Natural Resources Management Project (2013年5月～2016年3月)</i> スーダン政府機関、難民・帰還民及びカッサラ州の受入れコミュニティ等関係者の能力を強化し、基礎サービスの提供や持続可能な生活設計を目的とした本案件においては、活動の一環として水道の設置及び修復が行われた。計画段階からプロジェクト実施を通してジェンダー視点に取り組むこととし、State Project Unit の50%は女性で構成された。また受入れコミュニティと同様に難民や帰還民の女性を脆弱で不利なグループと捉え、受益者の45%は女性とする計画がなされた。（出典2）

出典	<ol style="list-style-type: none"> World Bank (2013) “Interim Strategy Note (FY2014-2015) for the Republic of Sudan”, http://www-wds.worldbank.org/external/default/WDSPContentServer/WDSP/IB/2013/09/04/000445729_20130904113230/Rendered/PDF/800510ISN0SUDA000PUBLIC00Box379815B.pdf World Bank (2016) “Sustainable Natural Resources Management Project (Environmental Assessment)”, http://documents.worldbank.org/curated/en/2016/01/25802737/sudan-sustainable-natural-resources-management-project-ssnrm-environmental-assessment-environmental-social-management-framework 		
<table border="1" style="float: right;"> <tr> <td style="padding: 2px;">作成日：</td> <td style="padding: 2px;">2016年7月11日</td> </tr> </table>		作成日：	2016年7月11日
作成日：	2016年7月11日		

ドナー (2)	アフリカ開発銀行 (African Development Bank: AfDB)
支援概要	<p>AfDB は東アフリカ地域の地域統合戦略報告書 (Regional Integration Strategy Paper) において、地域のインフラ及びキャパシティ・ビルディングを重点分野としている。地域のインフラにおいては、共有の水資源開発を焦点とする、としている。また、ジェンダーは地域の公共の利益として分野横断の課題に位置付けられており、ジェンダーへの配慮は地域のプロジェクトの計画及び実施に主流化される。(出典 1, 2)</p>
案件例	<p><i>Darfur Water Project (2012 年1 月～)</i></p> <p>ダルフールにおける全ての水のニーズに応え、水資源の平等なアクセスを通して持続的な復旧と平和の継続に貢献することを目的とした本案件は、州水公社 (State Water Company) 及びコミュニティのキャパシティ・ビルディングが構成要素の一つである。ジェンダー・社会平等研修は事業計画やコミュニティレベルでの活動においても実施が計画された。また、コミュニティレベルでのキャパシティ・ビルディングは、ジェンダー・社会平等の必要性に対応するべく、地域で経験のある NGO が従事し、家庭における水管理、衛生、小規模ビジネス、家庭菜園等に関する女性を対象とした研修の導入が計画された。(出典 3)</p>
出典	<ol style="list-style-type: none"> AfDB Website, http://afdb-org.jp/about/abbreviation.html#R AfDB (2011) “Eastern Africa Regional Integration Strategy Paper 2011-2015”, http://www.afdb.org/en/documents/document/2011-2015-eastern-africa-regional-integration-strategy-paper-risp-24621/ AfDB (2012) “Proposal for a Grant Not Exceeding EUR3,300,000 from the Resources of the African Water Facility to Finance the Darfur Water Project for

Conflict Resolution and Peacebuilding (Appraisal Report)", http://www.afdb.org/en/documents/document/sudan-proposal-for-a-grant-not-exceeding-eur3-300-000-from-the-resources-of-the-african-water-facility-to-finance-the-darfur-water-project-for-conflict-resolution-and-peacebuilding-appraisal-report-26084/	
作成日：	2016年7月11日

4. SDG: ジェンダーと水資源に関する目標およびターゲット

目標	ターゲット
3. あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する	3.3 2030年までに、エイズ、結核、マラリア及び顧みられない熱帯病といった伝染病を根絶するとともに肝炎、水系感染症及びその他の感染症に対処する。
	3.9 2030年までに、有害化学物質、ならびに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
6. すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する	6.1 2030年までに、すべての人々の、安全で安価な飲料水の普遍的かつ衡平なアクセスを達成する。
	6.4 2030年までに、全セクターにおいて水利用の効率を大幅に改善し、淡水の持続可能な採取及び供給を確保し水不足に対処するとともに、水不足に悩む人々の数を大幅に減少させる。
	6.a 2030年までに、集水、海水淡水化、水の効率的利用、排水処理、リサイクル・再利用技術を含む開発途上国における水と衛生分野での活動と計画を対象とした国際協力と能力構築支援を拡大する。
	6.b 水と衛生の管理向上における地域コミュニティの参加を支援・強化する。
9. 強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る	9.1 すべての人々に安価で公平なアクセスに重点を置いた経済発展と人間の福祉を支援するために、地域・越境インフラを含む質の高い、信頼でき、持続可能かつ強靱（レジリエント）なインフラを開発する。

	9.4 2030年までに、資源利用効率の向上とクリーン技術及び環境に配慮した技術・産業プロセスの導入拡大を通じたインフラ改良や産業改善により、持続可能性を向上させる。すべての国々は各国の能力に応じた取組を行う。
11. 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する	11.3 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、すべての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。

5. 参考情報

ジェンダーと水資源（JICA内の執務参考資料、他ドナーの資料）	
JICA (2015) 『事業におけるジェンダー主流化のための手引き【水・衛生】』	ジェンダー平等・貧困削減推進室にて入手可能
ADB (2013) “Water Operational Plan (2011-2020)”	http://www.adb.org/documents/water-operational-plan-2011-2020
世界銀行 (2010) “Making Infrastructure Work for Women and Men”	http://documents.worldbank.org/curated/en/2009/01/13589227/making-infrastructure-work-women-man-review-world-bank-infrastructure-projects-1995-2009
Water and Sanitation Program (2010) “Gender in Water and Sanitation”	https://www.wsp.org/sites/wsp.org/files/publications/WSP-gender-water-sanitation.pdf
Gender and Water Alliance and UNDP (2006) “Resource Guide: Mainstreaming Gender in Water Management”	http://www.undp.org/content/undp/en/home/librarypage/environment-energy/water_governance/resource-guide-mainstreaming-gender-in-water-management.html
ADB (2006) “Gender Checklist: Water Supply and Sanitation”	http://www.adb.org/publications/gender-checklist-water-supply-and-sanitation
スーダン国におけるジェンダー状況	
JICA (2012) “Country Gender Profile (Sudan)”	http://gwweb.jica.go.jp/km/FSubject1501.nsf/03a114c1448e2ca449256f2b003e6f57/a0b426e5087691cf49257afe000cdf45/\$FILE/ATT1ENHK.pdf/%E8%8B%B1%E8%AA%9E%E7%89%88%2

	02012.pdf
The Republic of Sudan (2014) “Beijing+20 National Review”	http://www.uneca.org/pages/beijing20-national-reviews
スーダン国の水資源分野における調査報告書、良事例など	
世界銀行 (2016) “Sustainable Natural Resources Management Project (Environmental Assessment)”	http://documents.worldbank.org/curated/en/2016/01/25802737/sudan-sustainable-natural-resource-s-management-project-ssnrmp-environmental-assessment-environmental-social-management-framework
AfDB (2012) “Proposal for a Grant Not Exceeding EUR3,300,000 from the Resources of the African Water Facility to Finance the Darfur Water Project for Conflict Resolution and Peacebuilding (Appraisal Report)”	http://www.afdb.org/en/documents/document/sudan-proposal-for-a-grant-not-exceeding-eur3-300-000-from-the-resources-of-the-african-water-facility-to-finance-the-darfur-water-project-for-conflict-resolution-and-peacebuilding-appraisal-report-26084/
作成日： 2016年 6月 3日	

6. その他、現地調査で得られた情報

作成日： 2016年 月 日	